

平成27年上里町教育委員会第5回定例会会議録

上里町教育委員会

平成27年第5回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成27年5月28日(木)午後3時
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 事

- (1) 議案第25号 平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第26号 上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第27号 上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱について
- (4) 議案第28号 上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示について
- (5) 議案第29号 上里町立小・中学校校長及び教頭の自己申告実施要綱を廃止する教育委員会告示について
- (6) 議案第30号 埼玉県上里町立学校の自己申告制度実施要綱を廃止する教育委員会告示について
- (7) 議案第31号 埼玉県上里町町立学校における新たな人事評価制度試行要綱を廃止する教育委員会告示について
- (8) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

- 教育委員会報告・連絡会議

平成 27 年第 5 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 27 年 5 月 28 日 (木)	招集場所	上里町役場教育委員会室	
会議日程	開 会	午後 3 時 00 分	閉 会	
			午後 4 時 25 分	
招集者及び宣告者	委員長 安藤寛和		議 長	
			委員長 安藤寛和	
委員出席状況	教 育 委 員		学校教育課長	○ 谷木 章二
	委員長	○ 安藤寛和	学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委員長職務代理者	○ 川浦計男	学校教育課長補佐	○ 間々田由美
	委員	○ 保坂真哉	学校教育指導主事	○ 赤石 貴志
	委員	○ 清 昌道	学校教育指導主事	× 新津 善彦
	教育長	○ 下山 彰夫	生涯学習課長	○ 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印		郷土資料館長	○ (金井 孝)
			郷土資料館参事	○ 丸山 修
会 議 進 行 状 況	1. 開会	委員長	ただ今の出席委員は5名であります。	
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する定数に達しております。	
			ただ今より、平成27年5月第5回上里町教育委員会定例会を開会いたします。	
	2. 前回会議録の承認			
		委員長	前回の会議録の承認について、お諮りいたします。	
			承認いただけますでしょうか。	
			<異議なし>	
		委員長	前回の会議録は承認されました。関係者は後程、署名をお願いします。	
			<委員長・教育長・会議録調整者署名>	
	3. 議事	委員長	議事に入ります。	
			議案第25号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての件を議題とします。	
			関係職員(学校教育課、指導室)以外の職員の退席をお願いいたします。	
			<関係職員以外の職員 退席>	
		委員長	事務局より提案並びに提案理由の説明を求めます。	

会 議	学校教育課長補佐	議案第25号平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてでございます。上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に第1項に基づき、別紙のとおり認定したいので議決を求めるものでございます。	
		提案理由といたしましては、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものでございます。	
		内容について説明申しあげます。ページを開いていただいて、申請一覧表をご覧くださいと思います。	
		<資料に基づき詳細を説明>	
		それでは、8件11名の申請についてよろしくご審議をお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。	
	進 行	委員長	ありがとうございました。事務局からご説明をいただきました。委員の方々から何か質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
			<質疑応答>
		委員長	他に何か質問等ありませんか。
	状 況		<質疑終了>
		委員長	それでは、議案第25号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、議決することよろしいでしょうか。
教育委員		<異議なし>	
委員長		本案は、原案のとおり認定議決されました。今後の手続きについては、よろしくお願いいたします。	
		<関係職員以外の職員入室>	
	委員長	続きまして、(2)議案第26号上里町私立幼稚園就園奨励費	

会 議 進 行 状 況		補助金に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
	学校教育課長補佐	議案第26号上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の一部を改正する規則について、上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則（昭和56年上里町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。別表を次のとおり改める。様式第3号を次のとおり改める。附則として、この規則は、公布の日から施行し、改正後の上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の規定は平成27年4月1日から適用する。
		提案理由につきましては、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第3項に定める補助限度額の改定に伴い、所要の改正を行うため本案を提出するものであります。
		別紙資料の新旧対照表をご覧ください。改正後の別表につきましては、小学校1年生から3年生の兄・姉を有しない場合のB区分について、昨年度199,200円が、今年度272,000円となるものです。又第2子についても、253,000円であったものが、290,000円と改正になるものでございます。
		続きまして、小学校1年生から3年生の兄・姉を有する場合のB区分につきましても、限度額の変更の説明をいたします。昨年度は第2子につきまして253,000円、今年度は290,000円と改正になるものでございます。
		次のページをご覧くださいと思います。様式第3号の改正でございます。これにつきまして改正部分は、④の園児の属する世帯の状況欄であります。
		氏名、生年月日、性別、続柄とありまして、隣の旧様式ですと、市町村民税課税額と均等割り所得割と記載欄がありますが、この部分につきましては、⑤番のところにありますように、教育委員会において、町民税課税台帳を閲覧し、課税証明書を基に、算定いたしますので、ここの欄の使用は現在していない状況です。
		そのため、左欄にありますように、それぞれの世帯員の同居、別居の区分を明確にさせていただくように変更させていただきました。この同居・別居についての区分を付け加えさせていただいた理由として、現在別居での別居婚の生活をされている世帯や、状況によりまして離婚を前提とした別居をしている世帯がございます。
		その場合まだ、離婚が成立しない場合は、その夫の収入も、就園

会 議		<p>奨励費を算定する場合には見込まなくてはならない関係で、上里町に住所が無い方についても、別居として、記載をいただく必要があるので、明確にするために本人に申請していただく欄を定めさせていただきました。あと改正部分は、⑤のところの同意欄にあります。</p> <p>今までは、課税台帳の閲覧のみを記載させていただきました。</p> <p>同居なのですが世帯を別に分けている親世帯、子世帯について、子世帯だけの記載があると、今までは、子世帯だけしか確認することが出来なかったのですが、その部分を、実情に合わせて、同居の別世帯についても、住民基本台帳から確認をさせていただきますという部分を同意していただくように、標記を変更させていただきましたものがございます。変更になった点は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	委員長	<p>保育料減免措置に関する調書の④と⑤のところ、同居・別居の別と、同意の種類を増やす。閲覧同意の変更ですね。</p> <p>何か質問等ありませんか。</p>
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	<p>特に無いようですので、議案第26号上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の一部を改正する改正する規則について承認することよろしいでしょうか。</p>
	教育委員	<異議なし>
	委員長	<p>本案は原案どおり承認することで決定されました。今後の手続きについては、よろしくお願いいたします。</p>
	委員長	<p>続きまして(3)議案第27号上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱についてを議題といたします。お手元に配布してある資料でございますが、事務局より説明をいたします。</p>
	学校教育指導室長	<p>議案第27号上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱についてご説明申し上げます。提案理由としては、地方公務員法の一部改正に伴い、本案を提出するものでございます。</p> <p>本議案は平成26年5月14日に交付された地方公務員法の</p>

会 議 進 行 状 況		一部改正を受けて、上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱の制定の議決をいただきたいものであります。
		今回の地方公務員法の一部改正は、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく、人事管理の徹底を図るためのものであり、職員の能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入することで、これを運用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするものです。
		県立学校の教職員は、地方公務員法に基づき、人事評価を行う訳ですけれど、市町村立学校の教職員の人事評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 46 条の規定によりまして、県教育委員会の計画の基、市町村教育委員会が行うこととなっております。従いまして今回、上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱が必要になったものでございます。
		この地方公務員法の一部改正は、平成 28 年 4 月に施行となります。それまでに、人事評価に関する規則や実施要領、給与反映に関する関係規定の整備が必要となりまして、県教育委員会では、3 月に人事評価実施要領を改定いたしました。上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱は、この県の人事評価実施要領を基に作成させていただいております。
		それでは、資料をご覧ください。第 1 条については、要綱の趣旨について規定されております。第 2 条では、人事評価の目的及び定義を規定しております。第 3 条は、評価の対象者を規定しております。
		第 4 条では、人事評価の種類及び基準日について規定しております。第 5 条では、評価期間を規定し、第 6 条では、評価者を規定いたします。第 7 条では、人事評価の方法について規定いたします。方法の細部については、実施要領で規定いたします。第 8 条は、教育長による調整を、第 9 条では、報告を規定しております。第 10 条、第 11 条、第 12 条では、評価書の効力、保管、取扱いについてを規定しております。第 13 条は、苦情の申し出を規定しております。苦情の申し出については、苦情処理実施要綱によりまして必要事項を定めることになって
		おります。第 14 条につきましては、人事評価の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。教育長の委任事項であります。
		この第 14 条の規定によりまして、上里町立学校職員の人事評価に関する実施要領を定めることとなります。別紙でお配りいたしま

会		した3ページが具体的な実施要領になります。かなり厚くなっておりますが、様式集等がかなりの部分を占めておりますが、この実施要領では、定期評価の実施除外者ですとか、評価期間ですとか、評価の方法について具体的に規定しております。
		最後にこの要綱は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ということでございます。説明については、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	委員長	少し確認なのですが、地公法が改正されたために、地教行法の規定に基づき町の実施要綱を制定しなくてはならない。地公法の実施が28年4月1日からされることになった。それに基づいて県の実施要綱が設定された、平成27年3月31日ですね。これを受け上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱について定める訳ですね。
		これについては、本年4月1日から実施するのですね。
進	学校教育指導室長	既に、この5月から職員には、この様式に基づいた人事評価シートの提出を求めています。
行	委員長	はい分かりました。
	学校教育指導室長	今回の地方公務員法の改正は、どういうことを狙ったかという、能力とかを把握した上で人事評価を行い、任用とか給与とか、分限その他の人事管理の基礎としていく、それを狙って地方公務員法が改正された訳でございます。
状		今年行うものは来年度反映いたしません、28年度からは、29年度の給与に反映されます。この評価によって、給与の昇給が変わっていくということです。
況	川浦委員	28年では無く、27年からではないのですか。
	学校教育指導室長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が昨年5月14日公布されましたが、その時に2年後に施行しますとなっておりますので、この2年間で地方自治体が準備しなさいということですので、28年度から始めた人事評価が適用されまして、29年度の給与に反映されるということです。27年度は、準

会 議 進 行 状 況		備期間というか、始めてみて、課題であるとか検討していきたいと思 います。
	教育長	端的にいいますと、人事評価を給与に反映させます。そのため 人事評価を変えますということです。人事管理をするとか任用と か、一番は給与なのです。
	委員長	実施要領に基づいて、上里町の小中学校では、各校長・教頭・教 諭から評価シートというものを書いてもらっていますが、それに基づ いて、極端にいいますと給料が変わってくると、その給料に反映 してくるのが平成29年度ということですね。
	清委員	職員の人事評価については、いままであった訳ですよ。それが 地教行法の改正があって、新しく人事評価に関する実施要綱を作り なさい。そして2年間の準備をいなさいということですね。まった く新しいものですね。
	教育長	基本的には、県の実施要綱がベースになっていますから、県立学 校の人事評価を行いながら、県が検討しているということですね。 どこかで不具合が出てきた場合、実施要綱が変更になってくる。 それに基づいて、町も変更していく。同じスタンスでないと人事評 価にならない。同じものでないと給与に反映するのに大変不都合が でてくる。全県が同じ形のものを行っていくということです。
	学校教育指導室長	給与が県から支給されているので、各市町がまちまちにやってい たのでは、大変なことになるものですね。
	委員長	いままで同じように自己申告制度というもので、実施してき た訳ですけど、それが給与とか、分限に使われるようなこと は無かった訳です。
		しかしこの要綱に基づいて平成29年度から給与に反映され てくるというのが改正の趣旨ということですね。
	清委員	私、良く分らないのですが、新しく出来た自己評価シートですが、 中身の方は、前に実施していたよりも大分変っているのですか。

会	学校教育指導室長	年度目標を立てて、実施できたかどうか最後に、自己評価し、それに基づいて、校長、教頭が評価する。新しい項目として、チームワーク行動という部分も入ってきています。7～8割は以前と同じ部分が残っております。
	教育長	校長、教頭は管理運営に対する自己申告、教諭以下は指導に対する自己申告をいたしますので、指導は一人では出来ないの でチームワーク行動についても評価に入れた。 今までは、チームワーク行動が無かったということですね。
	川浦委員	公示の日から施行して、4月1日から適用するということが すが、パンフレットにあります、これはかまわないのですか。
議	学校教育指導室長	実際に先生方は本年4月からクラスを持ったり、数字をもつて、今年1年の目標を決める訳ですから、年度途中ですが、今年 の目標をシートに書くという訳で、既に始まっております。
	教育長	県のと綱が早くできていけば、町のと綱は3月31日までの 間に作っておけば、こんな書き方をしなくても良かったのでは ないかと思えます。
進	学校教育指導室長	県のと綱の説明会等も遅れておりました。
	教育長	どうしてもと綱だけは作っておかないと、今年度の人事評価 制度は申告作成ができないから、こんな書き方になっている。
行	川浦委員	さっき補助金の話がありましたね。幼稚園就園奨励費の関係 ですね。 支給者に遡って適用するというのがありました。 今回は、4月1日に遡らないと支障があるのですかね。4月 に目標を定めるからということですかね。 2年後に実施しますよと言っておりましたが、このと綱には 書いていないようすが。
	学校教育指導室長	このと綱には出ておりません。地方公務員法が昨年5月に公布さ れまして、公布の日から2年後施行します。その間に自治体は準備
	教育長	
状	川浦委員	
	学校教育指導室長	
況	川浦委員	
	学校教育指導室長	

会 議 進 行 状 況		を下さいということですか。
		28年4月1日に施行されるから、それまでに色々な準備をお願いしますということですね。
	清委員	施行後準備したのでは遅い、4月にはそれが出来ていて出発するわけですから、その前の時から実施しておいて慣れておく、平成28年度評価結果に基づいて、平成29年度から給与に反映していく訳ですから。
	委員長	今年度は研修期間とっていいのかわかりませんが、平たく言えば、そのような状況ですかね。
	学校教育指導室長	今年の4月に始まり、昨年度3月中に要綱を整備できれば良かったのですが、県の様式等が出来てなかった。
	教育長	遡り適用するのがおかしいのではという事ですよ。
	川浦委員	公布を施行して、遡って補助金を出しますというのは分るのですが、実際に仕事をこれからするのについて、遡ってしますよというのは釈然としないですね。
	川浦委員	専決処分でも良かったのかな。
	学校教育指導室長	基が間に合わなかったですね。
	川浦委員	平成28年4月施行で、今回なら分るのですが。
	教育長	今回の要綱で既に動いてますからね。
	教育長	本年度これで実施しますので、試行期間は無く、以前より人事評価制度はありましたが、完全に給与等に反映させる人事評価制度は、この4月から始まります。
	委員長	実施要綱第9条に教育委員会に報告するものとなりますが、これは教育長さんより報告を受ければ良いということですね。

会	教育長	その報告を基に、教育委員会から県の教育委員会へ報告する。
		教育長の段階で評価して、その評価結果を、教育委員会の席
		で報告して、承認されたら県の教育委員会へ報告する。県の教育委員会は、調整をして給与へ反映させていく。ということになります。
議	清委員	仕事が増える訳ですね。
	委員長	他に質問等ございませんか。
	教育委員	<質疑なし>
進	委員長	それでは、議案第27号上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱について承認することで議決してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は承認されました。
行	委員長	続きまして、(4)上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
	学校教育指導室長	それでは、議案第28号上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示について説明を申し上げます。
		本議案は、本日提案させていただいた上里町立学校職員の人事評価に関する実施要綱の制定に伴ないまして、要綱第13条苦情の申出によりまして、苦情の処理に関し必要な事項を定めるということで、上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正することになりまして、改正についてご承認をいただきたく提出するものであります。
況		別添資料をご覧ください。
		大きな改正点は、第2条であります。今回の人事評価からチームワーク行動評価が新たに加われました。新旧対照表の第2条中、今まで無かったチームワーク行動評価が加われました。

会議 進 行 状 況		<p>織の一員としてのチームワークづくりを重視して、キャリア段階に応じて、チームワーク行動を評価していくというものであります。</p> <p>職員のキャリアを何段階かに分けて、キャリアに応じた目標を立てるという訳です。そのことによりまして、第2条項中その文言を加えるものであります。第3条第5項と第5条第3項、第6条第3項につきましては、人事評価実施要綱に合わせまして文言を整理したものでございます。指導主事の職にあるものを、指導室の職員とする。教職員を職員とする。埼玉県市町村立学校職員を、上里町立学校職員に変更したものであります。文言の整理をしたものでございます。一番大きな変更は、対象となる苦情の中にチームワーク行動評価が新たに加わったということでございます。</p> <p>又、別添には、要綱を受けて要領を作成しております。様式によって、苦情が発生すれば、こういう順序で処理するという流れになっております。様式については、以前あったものですが、苦情の内容の中にチームワーク行動に関する苦情とか、別紙様式の1を見ていただきますと、新たに様式中に追加したものであります。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
	委員長	<p>はい、ありがとうございました。新たにチームワーク行動評価が加えられたということで、苦情処理実施要綱、実施要領、申し出取扱要領が変更になったという説明でございました。</p> <p>何か質問等ございますでしょうか。</p>
	清委員	<p>教職員と職員というのがありましたね。何時頃から教職員とは言わないのでしょうか。</p>
	学校教育指導室長	<p>職員の中には、事務職とかも含まれるもので、教職員は教員と事務職がありますが、今度の人事評価システムは事務職も行う訳ですから、職員全員が行うという意味です。</p>
	清委員	<p>教職員という言い方はしている訳ですよ。</p>
	学校教育指導室長	<p>日常では、教員とは違うので事務職を分ける場合がありますが、この人事評価システムは事務職も含めて職員全部が行いま</p>

会 議 進 行 状 況		すので職員ということですね。
	委員長	それでは、他に質問等ありませんか。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	議案第28号上里町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する教育委員会告示について承認することと議決してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は承認されました。
	委員長	続きまして、これは関連がありますので、議案第29号、議案第30号、議案第31号について一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
	学校教育指導室長	それでは、議案第29号上里町立小中学校校長及び教頭の自己申告実施要綱を廃止する教育委員会告示について、議案第30号埼玉県上里町学校の自己申告制度実施要綱を廃止する教育委員会告示について、議案第31号埼玉県上里町立学校における新たな人事評価制度試行要綱を廃止する教育委員会告示についての3議案を一括でご説明申しあげます。
		この3件の要綱は、議案第29号の上里町立小中学校校長及び教頭の自己申告実施要綱を廃止する教育委員会告示については平成15年に施行されたものであります。
		最初の段階では、自己申告を校長、教頭から実施していこうということで、始まったものです。議案第30号埼玉県上里町立学校の自己申告制度実施要綱を廃止する教育委員会告示については、平成17年に施行されました。自己申告制度が教職員に拡大されました。
		その後、地方公務員法の一部改正などで、人事評価制度が変更を重ねてまいりました。そして今回、先程説明させていただきました平成26年5月14日に交付された地方公務員法の一部改正について、議案第27号で上里町立学校職員の人事評価

会 議 進 行 状 況		に関する実施要綱をご審議いただいた訳であります。
		この3件の要綱は、新しく人事評価に関する実施要綱を承認いただきましたので、それによりまして廃止としたいため、本案を提出させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
	委員長	ありがとうございました。ただいまの説明は、議案第27号議案第28号により新たに実施要綱が定められたため、議案第29号、議案第30号、議案第31号を廃止するものでございます。質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。
	川浦委員	公示の日から施行するということですが、4月1日に新しい制度の要綱ができ適用される訳ですね。そうすると廃止が遅くなってしまわないのですか。
	学校教育課長補佐	現在に遡求して人事評価の要綱が出来上がっているの、それに基づいて現在進んでいるので、今まであった人事評価については、使用していないので、廃止する段階をもって、その時に廃止とすることで特段の問題はないと思います。
	川浦委員	はい、分かりました。
	委員長	他に質問等ございませんか。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、議案第29号上里町立小中学校校長及び教頭の自己申告実施要綱を廃止する教育委員会告示について、議案第30号埼玉県上里町立学校の自己申告制度実施要綱を廃止する教育委員会告示について、議案第31号埼玉県上里町立学校における新たな人事評価制度試行要領を廃止する教育委員会告示についてであります。原案どおり廃止することによりよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は廃止することで承認されました。今後の手続きについてはよろしくお願いいいたします。

会	委員長	それでは、続きまして（８）その他についてでございますが、何かございますでしょうか。
		<特になし>
議	委員長	無いようですので（８）その他については終了いたします。
	委員長	続きまして、４教育長報告についてであります。下山教育長 よろしく願いいたします。
進	教育長	最近の５月の動静についてであります。５月２１日に全国 町村教育長会総会が銀座ブロッサムというところで開かれまし た。全国の町村の教育長が一堂に会する総会なんですけれど、 その席で記念講演がございました。演題が、今この国の教育が 何が問題なのか、社会をどう変えるか、教育改革実践家藤原和 弘氏が講演しました。この人は、民間の義務教育の校長第１号、 杉並区の中学校の方です。現在何をしているかという、今話 題になっている佐賀県の武雄市の特別顧問になっています。
	教育長	第２代目の和田中学校の校長が、武雄市の教育委員会の教育 監になっています。話の内容は、これからのグローバル社会に 通用する子供たちをどう育てるか、どういう教育の考え方で進 めるのか、という基本的な話をしていました。今までは、今ま ではというのは１９９８年まではということですが、いわゆる 成熟社会に入る前まではと、念を押して言っておりました。管 理を中心とした教育であった。
行	教育長	それ以後ですと、守りを中心とした管理ではやっていけない。 攻めの教育をこれから考えなくてはならない。という話をし ておりました。管理とはみんな一緒スタイル。それが個の問題、 この間も学力学習状況調査、埼玉県が一人一人の云々とう話を いたしました。みんな一緒、平均点から一人一人をどう育て るのかということになる。他にもこんなのがあります。たとえ ば電話ですが、今までは家庭に黒電話が一台あって、みんな 使っていた。現在は携帯電話をそれぞれ一人一人が持っている。 そういう時代変化があった。ランドセルにしても昔は、赤一色 であった。男子は黒、女子は赤であったものが、非常にカラ フルになった。いろいろな物が出てきた。それが個性である。結 婚式が最大なものではないかと、引き出物がみな同じ物であ ったのが、今はどうなっているか、本を見ながら自分で決められ
	教育長	
状	教育長	
	教育長	
況	教育長	
	教育長	

会 議		る。教育もそういう形を考えなくてはならないのではないかと。という話をしておりました。非常に分ったような、分らないような話だったのですが、何を言いたいのかというと、教育の基礎・基本を徹底的に、これは正しいのだということをお教えるだけでは駄目なんだと、色々な考え方を持った子供達、色々な考え方を持てるような教育をこれから進めていかななくてはならない。特に成長するにしたがって、その形を取っていく、これから小中学校の教育が変わるのだろうか、皆横を見ながら顔を見合わせたのですが、最終的に何を言ったのかというと、教育は変わってはいけないということなんです。義務教育は変えてはいけないということなのですね。	
		変えたとしても1割から2割程度、新しいことを取り入れていく必要はあるけれど、全面的に変えてはいけない、全面的に変えなくてはいけないのは大学であるという話です。	
	進 行		アクティブラーニングという言葉が使われていますけれども、アクティブラーニングを全面的に小学校に取り入れたら、小学校はパンクするでしょう、子ども達が混乱してしまうのではないかと、やはり教えるべきことは、きちっと教えた上で、始めてアクティブラーニングが成立する。ということで、少し、文科省が言っていることと違う、という感じを受けました。そのような話を1時間近く話しておりました。話が分からないところもありましたので、買って読もうかと思ったのですが、その時間がないので、本の選定をしているところです。
			それから、もう一点は、5月25日に教育長会が開かれておりますが、第二回目の教育長会になります。このときは、併せて教育課程の運営協議会、それから教科書展示運営委員会というのも開かれております。この教育課程につきましては、今年度は、7月22日23日、小学校が22日、中学校が23日、会場は今まで公的機関を使っていましたが、今年から学校を使うということで、小学校は、神保原小学校をつかいます。中学校については東中学校を、どちらもエアコンが整備されましたので使うことができるということです。来年は他の地域にいくと思いますが、いずれにしても学校が会場になるということが出てまいりました。もう一つ教科書展示運営委員会が開かれました。教科書展示は、6月19日から7月2日までの期間教科書展示が開かれます。展示場所は、第15教科書採択地区は本庄市立図書館となります。
			是非教育委員さんの方々も会場に足を運んでいただきたいとい
	状 況		

会 議 進 行 状 況		う話がございました。
		その他に、教育事務所長からの話は、北部地区の事務所概要として、大変児童数が減っているという話がありました。
		本年度が、小学校101校、中学校52校ですが、中学校が1減です。1減したのが大滝中学校です。秩父市の大滝中学校が閉校になる。来年は中学校が3校北部地区管内で廃校になります。小鹿野町にある4中学校が1校になり、3校廃校になります。ということが既に決まっております。児童数がどのくらい減ったかということ、小学生が607名減だそうです。中学生が340人減、小学生607人減ということは、上里東小学校が北部管内から消えてしまった。中学校340名ですと、七本木小学校が380名、長幡小が280名ですから、その程度の学校が減るでしょうと。児童・生徒数の減によって、学校数の減になる。と言っており、地域がおかしくなってしまうのではないかという話題も、特に秩父地域は非常に深刻な感じを持っていました。秩父市も深刻な顔をしておりました。
		小鹿野、横瀬、長瀬などの地域は、さらに深刻だというような話でした。
		まだ、上里町はそこまで行っておりませんが、数年後には、完全単級から、複式が出なければいいなと思っております。多分賀美小学校が第一に係ってくるのかな。次が神保原小学校、長幡小学校はまだ安定している。そのように感じております。いずれにしても、子供達の減少傾向が教育の在り方を変えてくるのかなと、地域も変えてくるのかなという気がします。その影響なののでしょうか、最近新聞記事に出ていたのが、4万人の教職員の削減、財務省が全国で4万人の教員定数を削減すると出ておりました。どこまで減らせるかとせめぎ合いをしておりますが、興味をもって見ていかなくてはならないかなと思っております。
		それから、毎回のように、事故防止の徹底というのが出ておりました。懲戒処分の処分規定が少し変更になりました。盗撮行動が非常に多いということですので、懲戒処分の中で、一文入ったということで、これも義務教育では少なくはほっとしているのですが、高校に多いということで、高校の先生は大変だなと思っております。
		そのようなところが、今回の教育長会の話でありました。

会 議 進 行 状 況		あとは、また教科書の問題については、後から室長から話が出されると思いますが、昨年と引き続き沢山の教科書が来ておりますので、お持ちいただいて見ていただければと、特に中学校社会科、公民、歴史に興味関心がもたれております。採択に当たっての審査が、問われておりますので、目を通しておいていただく必要があるかなと、是非よろしく願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。以上で報告とさせていただきます。
	委員長	ありがとうございました。それでは、4 教育長報告を終了させていただきます。
	委員長	続きまして、5 その他の事項ですが、何かございますか。 ＜特にありません。＞
	委員長	それでは、無いようですので5 その他の事業について終了いたします。
		次回の教育委員会は6月23日（火）午後3時といたします。 午後4時25分閉会
		平成27年5月28日
		会議録署名委員（委員長）
		会議録署名委員（教育長）
		会議録調整者（学校教育課長）

会 議 進 行 状 況		

会 議 進 行 状 況		